

学校法人園田学園常勤役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程

(平成5年8月18日制定)

改正 平成6年4月1日 平成29年7月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人園田学園（以下「本学園」という。）の寄付行為第14条の規定に基づき、理事長その他の常勤の理事、監事及び評議員の給与、報酬及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

2 ここでいう常勤の理事及び監事（以下「常勤役員」という。）とは、本学園の専任職員から選任された役員のことをいう。

3 ここでいう常勤の評議員とは、本学園の専任職員から選出された評議員をいう。

(常勤役員等の給与及び支給方法)

第2条 理事長その他の常勤役員には、給料、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職金及び退職慰労金を支給する。

2 給料は、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部職員給与規程（平成5年8月18日制定。本条において「給与規程」という。）第4条等に規定する給料表（別表第1）に基づき、次に掲げる号給に定める額とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 理事長 | 指定職給料表6号給 |
| (2) 理事（学長） | 指定職給料表5号給 |
| (3) 常務理事 | 指定職給料表4号給 |
| (4) その他常勤役員 | 指定職給料表2号給 |

3 通勤手当は、給与規程の例による。

4 期末手当及び勤勉手当の支給率、基礎額、その他期末手当及び勤勉手当の支給に關し必要な事項は、給与規程の例による。

5 退職金及び退職慰労金については、学校法人園田学園退職金規程（平成25年4月1日制定。本条において「退職金規程」という。）及び役員等の退職慰労金支給内規（平成5年5月1日制定。本条において「退職慰労金内規」という。）の定めるところによる。

6 給与の支給方法は、給与規程の例による。

7 退職金及び退職慰労金の支給方法は、退職金規程及び退職慰労金内規の例による。

(常勤の評議員等の給与及び支給方法)

第3条 常勤の評議員には、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職金を支給する。

2 給料は、各設置校の給与規程に規定する給料表に基づいた額とする。

3 第1項に定める給料及び各種手当の支給に關し必要な事項は、各設置校の給与規程及び各支給要項の例による。

4 給与の支給方法は、各設置校の給与規程の例による。

5 退職金については、退職金規程の定めるところによる。

(旅費)

第4条 理事長その他の常勤役員及び評議員が業務のために旅行するとき又は理事会若しくは評議員会に出席するときは、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部旅費規程（昭和38年7月制定）の例により、旅費を支給する。

(公表)

第5条 本学園は、この規程、別に定める学校法人園田学園非常勤役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程及び役員等の退職慰労金支給内規をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則

この規程は、平成5年8月18日から施行する。

付 則 (平成6年4月1日制定試験に関する規程(短大)等の一部を改正する規程抄)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、改正後の役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程の規定は、平成29年7月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)
指定職給料表

号 給	給料月額 (円)
1	593,000
2	658,000
3	729,000
4	810,000
5	873,000
6	937,000
7	1,025,000
8	1,106,000
9	1,185,000
10	1,269,000
11	1,346,000
12	1,375,000